

アマチュア局再免許申請書 (特例様式)

令和 ○年 ○月 ○日

中国総合通信局長 (注1) 殿

提出する日又は投函する日を記載してください

収入印紙を、剥がれないように
しっかり貼ってください。

収入印紙をはるところ(割印をしないこと)
<p align="center">免許申請手数料額 3,050円</p> <p>(この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格A列4番の用紙にはってください。)</p> <p>(必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入してください。)</p>

アマチュア無線を 引き続き 運用したいので 申請します。

(無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。)

記 免許状に記載の住所から変更があった場合は、同時に変更申請を提出してください。引越しの場合、住所・常(設)置場所が変更となります。住居表示の実施により住所に変更があった場合は、その旨を余白に記載(例)住居表示実施により住所表示変更

1 申請者 (注2)

住所	〒 (7 3 0 - 8 7 9 5) 広島県広島市中区東白島町19-36 電波ビル
国籍 (外国人のみ記載) []
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ デンパ タロウ 電波 太郎

電波法に規定する罪を犯し罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日(罰金刑の場合は罰金を納付した日)から2年を経過していれば「無」☑に、経過してなければ「有」に☑

2 電波法第5条に規定する欠格事由 (注3)

電波法又は放送法に基づく処分歴等 (法第5条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
----------------------------	--

3 免許に関する事項 (注4)

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	J〇4〇〇〇
③ 免許の番号	中A第〇〇〇〇〇〇〇号
④ 免許の年月日	平成3〇年 ○月 ○日
⑤ 希望する免許の有効期間	<input checked="" type="checkbox"/> 5年 最大の5年間を希望したい場合 <input type="checkbox"/> 年 月 日まで (5年未満の希望する日)
⑥ 備考	2の処分歴等が「有」の場合、その内容を記載

現在の無線局免許状に記載されている内容をそのまま記載してください。
※無線従事者免許証(写真のあるもの)ではありません。

4 電波利用料の前納 (2年目以降の前払) 「有」とした場合は、希望する「前納に係る期間」を記入願います。

① 電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (毎年納付)
② 電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します (5年分納付)。 <input type="checkbox"/> 3年 (4年分納付) <input type="checkbox"/> 2年 (3年分納付) <input type="checkbox"/> 1年 (2年分納付)

5 申請の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ <input checked="" type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	082-222-3369
電子メールアドレス	

平日の日中に連絡が取れる番号(携帯番号可)を記載願います。

※次ページもご覧ください

ご注意

- 再免許申請書の受付は、免許の有効期間の6ヶ月前から1ヶ月前までです。
※免許の有効期間の日の1ヶ月前を過ぎた場合→開局申請になります。
- 免許状を送るための返信用封筒を同封してください。
(宛先住所・氏名を記載し、84円分の切手を貼ったもの)
- 提出先
〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
中国総合通信局 無線通信部陸上課 公益企業担当

【参考】

電波法第5条(抜粋)

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- 一 この法律又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者